

入札説明書

1 公告日 令和4年11月28日

2 担当窓口 〒567-0853 大阪府茨木市宮島2-1-13
デリカフーズ株式会社 大阪事業所
担当 三好（ミヨシ） 村上（ムラカミ）
電話 072-634-1321
FAX 072-634-1271

3 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格審査申請書を前項の担当窓口へ提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

(1) 提出期間 令和4年11月28日（月）から令和4年12月20日（火）

土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ただし、令和4年12月20日は正午までとする。

(2) 提出場所 2に同じ

(3) 提出方法 申請書の提出は、持参若しくは郵送により行う。

（郵送の場合は、令和4年12月20日必着）

(4) 参加資格確認通知

一般競争入札参加資格申請書の到着日の翌日から起算して2日（土日祝祭日を除く。但し、令和4年12月20日に受け付けたものに関しては1日）を経過する日までに、電子メールにて通知する。

(5) 申請書の作成申請書は、一般競争入札公告に沿って別紙様式1により作成すること。

ア. 参加資格を満たす施工実績（別紙様式2）を添付する。

イ. 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）を添付する。

ウ. 一級建築士又は一級建築施工管理技士登録証（写）、監理技術者資格者証（写）、有資格者名簿を添付する。

エ. 農林水産省の関係機関から指名停止を受けていない旨の申出書（別記様式第2号）を添付する。

オ. 事業報告書（直近2ヶ年）を会社概要とともに添付する。

カ. 反社会勢力でないことの誓約書（別紙様式6）を添付する。

キ. 社会保険加入企業に限定する旨の誓約書を添付する。

(6) その他

- ア. 申請書の提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ. 提出された一般競争入札参加資格審査申請書は、返却しない。
- ウ. 一般競争入札参加資格審査申請書及び関係様式は、当社ホームページにおいて入手することが出来る。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、担当窓口に対して参加資格がないと認められた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求められることが出来る。

- (1) 提出期限 令和4年12月22日 正午まで
- (2) 提出場所 2に同じ
- (3) 提出方法 書面は、電送（FAX送信）によるものとする。
- (4) 契約担当窓口は、説明を求められた時は、到着日の翌日から起算して2日を経過するまでに説明を求められた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

5 現場説明会

実施しません。

6 入札及び開札の日時及び場所等

入札者は、次の日時・場所に出頭し指示に従って入札書を提出する。

- (1) 日時 令和4年12月23日（金）午前11時00分
- (2) 場所 大阪府茨木市宮島2-1-13
 デリカフーズ株式会社 大阪事業所2階会議室
- (3) その他
 - ア. 入札に当たっては、参加資格があることを認められた一般競争入札参加資格通知書を持参し、事前に提示すること。
 - イ. 代理人が入札するときは、委任状（別紙様式5）を事前に提出すること。

7 入札の方法

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行う。

- (1) 入札書の様式は、別紙様式4のとおりとする。
 - ア. 工事入札金額（消費税を含まない）
 - イ. 法人名・代表者・代表者印
 - ウ. 入札年月日を記入する
- (2) 入札回数は3回までとする。
- (3) 入札保証金の納付は必要ない。

(4) 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。

- ア. 入札参加資格のない者
- イ. 代理人で委任状を提出しない者
- ウ. 入札に必要な事項を記載しない者
- エ. 同時に2つ以上の入札書を提出した者
- オ. 入札に関して不正な行為を行った者
- カ. 入札の時間に遅れてきた者

(5) 工事内訳書の提出

- ア. 工事内訳書を最初の入札書と同時に提出すること。
- イ. 工事内訳書は、返却しない。
- ウ. 工事内訳書は図面C Dに収録されている様式に則って作成すること。

(6) 工事工程表の提出

主要工事のスケジュール、重要なマイルストーンを示した工程表を最初の入札書と同時に提出すること。

(7) 組織体制表の提出

工事に従事する予定の要員の資格、役割、関係及び実績（経歴）を記述した組織図を最初の入札書と同時に提出すること。

(8) 最低制限価格

設定しない。

(9) 落札者の決定方法

- ア. 予定価格の制限の範囲内で最低価格者をもって、落札者とする。
- イ. 最低価格者が2人以上あるときは、最低価格者による再入札を行う。
- ウ. 再入札を行っても最低価格者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 契約手続等

(1) 落札者は、落札決定の日の翌日に契約書案を提出しなければならない。

支払い条件は、契約日の翌月末に30%、完工の当月末（令和5年3月31日）に残金を、現金で支払うこととする。その他の中間支払いは行わない。なお、工期が変更になった場合は別途協議する。

(2) 最新版の民間（七会）連合協定工事請負契約約款を用いること。

(3) 談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けること。

(4) 上記期間内に契約書案の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことができる。